

平成28年度特定施設入居者生活介護指摘事項一覧

1事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	費用徴収	○利用者の介護に必要として用意したプラスチックグローブ、介助バー、エアマットに係る経費を利用者負担としていました。利用者から負担を求めることができる費用について再度確認するとともに、施設側の判断により利用者の処遇上必要と認めた介護用品については、今後利用者負担を求めないようしてください。	都条例第111号第226条第3項 都条例規則第141号第59条	1
2	苦情処理	○苦情を受け付けた場合の記録が一切確認できませんでした。今後は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には必ず記録に残してください。	都条例第111号第236条で準用する第37条第2項、都条例施行要領第3の10の3(14)で準用する第3の1の3(23)②	1
3	事故発生時の対応	○事故の状況及びその処置状況についての記録が一切確認できず、再発防止のための原因説明や具体的対策がとられていませんでした。また、区への報告も行われていませんでした。事故に関する記録を残し、事故が生じた際には、原因を説明し再発を防ぐための具体的対策を講じてください。また、区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第111号第236条で準用する第39条第1項 都条例施行要領第3の10の3(14)で準用する第3の1の3(25)	1
4	身体拘束	○緊急やむを得ない場合であるかの三要件(切迫性・非代替性・一時性)の検討や、必要な記録が行われていないまま、車いす拘束ベルト、つなぎ服による身体的拘束等を行っている事例が確認されました。改めて、身体的拘束の必要性を検討し、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録してください。	都条例第111号第227条第4項、第5項 都条例施行要領第3の10の3(7)	1
5	記録の整備	○日付の記載漏れや修正液による修正のみならず、雇用契約書、利用者発行する請求書領収書、身体拘束に関する同意書等の重要な書類の誤字や誤記載が非常に多いことが確認されました。また、介護記録について、どの職員が記載したのか明確になっていませんでした。各種書類について誤り等が無いよう管理者を中心として複数の職員で確認ができる体制を整えるとともに、介護記録について記載者を記入して、記録の責任の所在が明確になるようしてください。	都条例第111号第235条	1
6	管理者の責務	○管理者が業務の実施状況の把握、業務の一元的管理ができておらず、また、生活相談員の業務について、実態として営業活動等が中心となっており、本来行うべき、利用者状況の把握や苦情相談等の業務が行われていませんでした。管理者は適切に業務の実施状況の把握を行うとともに、必要な指揮命令が確立できるようにし、生活相談員については本来業務が適切に行えるよう業務体制の見直しを行ってください。	都条例第111号第236条で準用する第51条、都条例施行要領第3の10の3(14)で準用する第3の2の3(1)	1
7	勤務体制の確保	○毎月の勤務表は作成しているものの、タイムカードを打刻するにあたって、職員が出勤していないにも関わらず、一番早く出社した職員が打刻しているという実態があり、正確な勤務実態の把握ができていませんでした。タイムカード等の打刻にあたっては正確に勤務実態の把握ができるよう、実際の出退勤に応じた管理をするようしてください。	都条例第111号第231条第1項	1
8	介護給付費	○入院期間があった月の特定施設入居者生活介護費の算定において正しい利用日数で算定できていない事例が確認されました。適切な給付算定となるよう、介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表10イ注1 老企第40号第2の4(1)①	1
9		○個別機能訓練加算の請求について、国保連合会への給付費の請求が行われていないにもかかわらず、利用者負担1割分を利用者へ請求している事例がありました。介護給付費の請求事務について、請求ミスがおきないよう複数の確認体制をとるなど、あり方を検討してください。あわせて、利用者負担分を請求している利用者については個別機能訓練加算自己負担分の返還を行ってください。	厚告第19号別表10注4	1